

松江市木造住宅耐震診断事業費補助金交付要綱（平成 17 年松江市告示第 139 号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 3 月 31 日

松江市長 上 定 昭 仁

次の表により、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(定義) 第 2 条 略 (1) 略 (2) 耐震診断 一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める一般診断法又は <u>精密診断法に基づく既存木造住宅の地震に対する安全性の評価であって、次のいずれかに該当する建築士が行うものをいう。</u> <u>ア 一般社団法人日本建築構造技術者協会が認定する JSCA 建築構造士である者</u> <u>イ 一般財団法人日本建築防災協会が実施する国土交通大臣登録耐震診断資格者講習を修了した者</u> <u>ウ 島根県木造住宅耐震診断士名簿に登載されている者</u> <u>エ 島根県耐震改修設計施工技術者名簿に登載されている者</u>	(定義) 第 2 条 略 (1) 略 (2) 耐震診断 一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める一般診断法又は <u>精密診断法に基づく既存木造住宅の地震に対する安全性の評価</u> <u>をいう。</u>

オ アからエまでに掲げる者と同等と認められる者

(補助の対象等)

第3条 補助金等の名称、補助金等の交付の目的、交付対象建築物、補助金の額、補助事業者等及び終期は次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。

略	
補助金等の交付の目的	松江市内に存する木造住宅の所有者 <u>等</u> が、当該木造住宅の耐震診断を実施するに当たり、これに要する費用の一部を補助することにより、建築物の地震に対する安全性の向上を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。
	松江市内に存する昭和56年5月31日以前に工事着手された階数2階以下の木造住宅で、国、地方公共団体

(3) 耐震診断の診断者 事業に際して行なう耐震診断は、次のいずれかに該当する建築士とする。

ア 一般社団法人日本建築構造技術者協会 建築構造士への登録がある者

イ 一般財団法人日本建築防災協会の耐震診断、耐震改修実施事務所への登録がある者

ウ 島根県耐震改修設計施工技術者名簿への登載がある者

エ その他これらと同等と認められるもの

(補助金交付の目的)

第3条 補助金等の名称、補助金等の交付の目的、交付対象建築物、交付の率及び限度額、補助事業者等及び終期は次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。

略	
補助金等の交付の目的	松江市内に存する木造住宅の所有者 <u>が</u> 、当該木造住宅の耐震診断を実施するに当たり、これに要する費用の一部を補助することにより、建築物の地震に対する安全性の向上を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。
	松江市内に存する昭和56年5月31日以前に工事着手された階数2階以下の木造住宅で、国、地方公共団体

交付対象建築物	その他公的団体が所有する以外のものであって、建築基準法の規定(別に定めるものに限る。)に違反していないもの。ただし、昭和56年6月1日以降に増築工事に着手されたものは、既存部分(増築部分が構造上別棟であるもの_)に限る。
---------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------

略

補助事業者等	木造住宅の_____耐震診断を実施する者
--------	----------------------

終期	令和5年3月31日
----	-----------

(交付申請)

第4条 略補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助金等交付申請書に次_____に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 交付対象建築物の案内図、平面図、面積表
- (2) 登記事項証明書の写しその他の交付対象建築物の所有者等を確認できる書類
- (3) 申請者が所有者と異なる場合は、所有者の同意書(市長がやむを得ないと認められた場合は、この限りでない。)
- (4) 建築確認通知書の写しその他交付対象建築物の建築年月日がわかるもの
- (5) 交付対象建築物の2面以上の外観写真
- (6)～(8) 略
- (9) 暴力団員等該当性の照会に係る同意書

交付対象建築物	その他公的団体が所有する以外のものであって、建築基準法の規定(別に定めるものに限る。)に違反していないもの。ただし、昭和56年6月1日以降に増築工事に着手されたものは、既存部分(増築部分が構造上別棟であるもの_)に限る。
---------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------

略

補助事業者等	木造住宅の 所有者で 耐震診断を実施する者
--------	------------------------------

終期	令和4年3月31日
----	-----------

(交付申請)

第4条 略補助金の交付を受けようとする者_____は、補助金等交付申請書に**次の各号**に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) _____対象建築物の案内図、平面図、面積表
- (2) 登記事項証明書**その他当該木造住宅の所有者がわかるもの**
-
- (3) 建築確認通知書の写しその他**当該木造住宅**の建築年月日がわかるもの
- (4) 対象木造住宅の2面以上の外観写真
- (5)～(7) 略

(10) 前各号に掲げるもののほか、市長が

必要と認める書類

(実績報告)

第5条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業等実績報告書に次 _____ に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が

必要と認める書類

(指導監督)

第6条 市長は、補助事業者 _____ に対し、その補助事業を適正に実施させる為必要な指示を行い、報告書の提出を求めることができる。

(8) その他 _____ 市長が

必要と認める書類

(実績報告)

第5条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業等実績報告書に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

(4) その他 _____ 市長が

必要と認める書類

(指導監督)

第6条 市長は、この要綱により補助事業を行う者 _____ に対し、その補助事業を適正に実施させる為必要な指示を行い、報告書の提出を求めることができる。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。